

## 計画の推進

次に、計画の推進について、申し上げます。

まず、**開かれた市政の推進**についてでございます。

コミュニケーション型広報の推進・情報提供メディアの複合的な利活用につきましては、市政だよりや広報番組、ホームページをはじめ、フェイスブックやツイッターなどを活用した情報発信、情報提供を積極的に行ってまいりますとともに、平成25年9月から運用を開始したスマートフォン対応の地域情報アプリの充実にも取り組んでまいります。

全国「にいはま倶楽部」につきましては、全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある方々にご支援を賜り、市政推進を図ってまいります。また、会員へのフォローアップにも努め、コミュニケーションを推進するため、東京・大阪・松山での交流会を開催するなど、ネットワーク構築と情報発信・収集に努めてまいります。

対話型広聴の推進につきましては、住民と一緒に課題解決に努め、市民との信頼関係を構築してまいります。また、多種多様化する市民ニーズに対応するため、モニター制度の充実に取り組んでまいります。

情報公開制度等の充実につきましては、審議会等の公開や審議会等委員の公募、市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施により、市政への参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めてまいります。

次に、**効果・効率的な自治体経営の推進**についてでございます。

質の高い行政運営につきましては、平成28年度を初年度とする「新居浜市行政改革大綱2016」に基づき、権限、財源、人間の3ゲンの強化を改革の視点として、「市民の笑顔輝く市役所づくり」を目指してまいります。

また、平成27年度に見直しをいたします「第五次新居浜市長期総合計画」に基づき、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、後期5年間において、まちづくりの目標ごとの各種施策を着実に実施してまいります。

組織の効率化と職員の育成につきましては、自治体間競争が激しい地方分権時代に対応するため、組織の簡素化、効率性の向上、市民ニーズへの的確な対応、行政課題への迅速な対応を基本に、効果効率的な組織体制となるよう努めてまいります。

また、社会環境の変化が著しい今日、一步の遅れは、取り返しのつかない遅

れにもつながりかねません。複雑・多様化が進む今日的課題にスピード感をもって対応するため、自治大・市町村アカデミー等、専門的研修機関への職員派遣、また、若手職員等を対象とする業務改善能力開発等に積極的に取り組むとともに、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、能力及び実績に基づく信賞必罰の人事マネジメントを推進していくことにより、チャレンジ精神旺盛で、コスト意識を持ち、時代に即応してチェンジできる、いわゆる3C職員の育成を図ってまいります。

健全財政の維持につきましては、固定資産台帳及び複式簿記による財務書類の整備を進めますとともに、財政運営への活用に向けて検討を進め、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。また、市有財産の有効活用を図るとともに、未利用地につきましては、売却処分を促進し財源の確保を図ってまいります。

市税徴収率の向上につきましては、現年課税分について、督促や催告、納税相談等を中心に、徴収業務の充実・強化を図ってまいりますとともに、滞納繰越分につきましても、滞納処分の強化を図りつつ、「愛媛地方税滞納整理機構」との連携強化を図ってまいります。また、差押、搜索をした不動産や自動車等のインターネット等による公売につきましても、積極的に取り組んでまいります。

また、税外債権の滞納につきましても、新居浜市債権管理計画に従って滞納整理を進めてまいります。また、全庁的な債権の管理につきまして、平成27年度に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、適正に管理することにより、健全財政の維持及び公平、公正な市政運営の推進に繋げてまいります。

アセットマネジメントの推進につきましては、施設の長寿命化と更新費用の平準化による財政負担の軽減を図るため、「新居浜市アセットマネジメント推進基本方針」に基づき、予防保全工事の実施に取り組んでまいります。また、本市における公共施設のあるべき姿を示し、複合化・集約化や統廃合による公共施設の量と質の見直しを進めるため、新たに公共施設再配置計画の策定に着手いたします。

広域行政の推進につきましては、ものづくりを共通の産業基盤とし、人口規模の近い新居浜市、西条市、四国中央市の三市が連携し、三市の愛称募集やポスター・パンフレット作成により情報発信・PRに努めるほか、三市全域の観光イラストマップ作成等により、スケールメリットを活かして、圏域全体の発展につながる施策を推進してまいります。

次に、**情報通信技術の利活用と市民サービスの向上**についてでございます。

**行政機能の向上**につきましては、1階フロア全体の改修が完了したことから、業務の見直しによる窓口業務のサービス向上を図るとともに、マイナンバー制度を見据えて行政事務の効率化に取り組んでまいります。

また、インターネットを利用した電子入札を、引き続き実施することにより、公正で透明性の高い入札、契約事務を推進してまいります。なお、平成27年10月から、単独運用より経費的に有利な「えひめ電子入札共同システム」の共同運用に移行いたしましたことから、電子入札の施行範囲拡大に備え、電子入札管理システムの導入検討を進めてまいります。

**情報セキュリティ対策の推進**につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、改めてセキュリティ対策の再確認を実施し、基幹業務システム及び庁内LANのセキュリティ対策の確保と、情報漏洩の防止に努めてまいります。

次に、**過疎地域及び離島地域の振興**についてでございます。

平成27年度に新たに策定いたします「新居浜市過疎地域自立促進計画」及び平成25年度に策定いたしました「新居大島地域振興計画」に基づき、別子山地域及び大島地域における地域振興施策を着実に実施してまいります。

次に、**新居浜市総合戦略の推進**についてでございます。

昨年12月に策定をいたしました「新居浜市総合戦略」に基づき、スピード感を持って、積極的かつ大胆に施策を推進してまいります。また、地方創生有識者会議等を活用し、施策の進捗状況や数値目標、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を検証することにより、本市の目指す「住みたい、住み続けたい、あかがねのまち」を実現してまいります。